

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その1)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
1 国民健康保険料 (1) 賦課方式 医療分 3方式(所得割、均等割、平等割) 介護分 2方式(所得割、均等割) (2) 所得割算定基礎 総所得金額等(譲渡所得に係る部分の金額を除く) [総所得金額] (3) 賦課限度額 医療分 46、49、51、53万円(所得段階別) 介護分 7万円 (4) 算定の特例 所得が130万円以下の世帯の特例 算定された保険料が、その所得の24.6%を超える場合、超える分の保険料を所得割額の範囲内で軽減する特例があります。 所得割額の算定される障害者の特例 地方税法の規定による特別障害またはその他の障害の控除額に所得割額の料率を乗じた額を、その方の所得割額の範囲額で軽減する特例があります。	1 国民健康保険料 (1) 賦課方式 医療分 3方式(所得割、均等割、平等割) 介護分 3方式(所得割、均等割、平等割) (2) 所得割算定基礎 総所得金額等から基礎控除額(33万円)を控除した額 [旧ただし書き所得] (3) 賦課限度額 医療分 51万円 介護分 8万円 (4) 算定の特例 <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>	1 国民健康保険料 当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する(算定方式は美原町に統一、ただし介護分の賦課方式と前納報奨制度は堺市に統一)。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その2)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
(5) 保険料率		(5) 保険料率	
医療分		医療分	
所得割率	10.7% [総所得金額]	所得割率	9.0% [旧ただし書き所得]
均等割額	36,840円	均等割額	32,000円
平等割額	30,480円	平等割額	29,000円
介護分		介護分	
所得割率	1.16% [総所得金額]	所得割率	1.20% [旧ただし書き所得]
均等割額	9,480円	均等割額	7,300円
		平等割額	4,500円
(6) 前納報奨制度		(6) 前納報奨制度	
所定の期日までに前納納付する場合に限り、前納報奨金を差し引いて納付できます。		_____	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その3)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
2 保険給付 (1) 療養の給付 法定給付のとおり (2) 入院時食事療養費 法定給付のとおり (3) 療養費 法定給付のとおり (4) 高額療養費 法定給付のとおり (5) 出産育児一時金 300,000 円 (6) 葬祭費 40,000 円	2 保険給付 (1) 療養の給付 法定給付のとおり (2) 入院時食事療養費 法定給付のとおり (3) 療養費 法定給付のとおり (4) 高額療養費 法定給付のとおり (5) 出産育児一時金 300,000 円 (6) 葬祭費 30,000 円	2 保険給付 保険給付は堺市に統一する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	2 2 国民健康保険制度の取扱い	関係項目	国民健康保険制度(その4)
調整の内容	国民健康保険料は、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。保険給付と保健事業は堺市に統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
3 保健事業 (1) 人間ドック健診費用助成制度 対象者 30歳以上の被保険者 助成額 健診費用の7割を補助します。	3 保健事業 (1) 人間ドック健診費用助成制度 対象者 1年以上加入している被保険者 (各年度1世帯2名の制限があります。) 助成額 健診費用の6割を補助します。 (41歳から43歳は7割を補助します。)	3 保健事業 保健事業は堺市に統一する。	

使用料、補助金、負担金等

専門部会名 2健康・福祉専門部会(福祉)

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
22 国民健康保険事業の取扱い	近畿都市国民健康保険者協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	全国都市国保主管課長研究協議会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	退職者医療共同事業事務負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	大阪府国民健康保険団体連合会負担金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
22 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険運営協議会	美原町国民健康保険運営協議会	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。